

子どもプラザ業務Q & A

1 応募資格

Q1 子育て支援活動の実績はどのように判断されるのか。

A1 地域での子育て交流サロンや育児サークル等の子育て支援活動やボランティア活動、保育所等の運営、ベビーシッター派遣などの実績について、また、それらの活動について委託や助成を受けた実績について、団体概要書に具体的に記入してください。記入された内容に基づき、選考協議会において評価を行います。

Q2 株式会社も応募できるのか。

A2 募集要領「3（1） 応募資格①ウ」のとおり、社会的信望を有し、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する職員が本事業の実務にあたることができ、子育て支援活動に実績のある法人であれば、株式会社も応募できます。

2 応募方法

Q1 「様式6 団体概要書 2活動実績について」の活動実績について、任意形式の実績一覧を添付する形でも差し支えないか。

A1 差し支えありません。

Q2 「様式8 事業計画書 4 実施体制に関する方針及び計画 (2)配置計画 イ職員一覧」について、複数の資格を持つ職員は、全ての資格証の写しを添付する必要があるか。また、正本1部、副本9部全てに職員の資格証の写しを添付するのか。

A2 複数の資格を持つ職員については、当該職員の資格のうち、主な資格にかかる証明書1種類を添付してください。ただし、各事業の実施要綱に記載した資格としてください。また、資格証の写しの添付は正本1部のみで構いません。

Q3 団体のホームページはあるが、紙媒体のパンフレットがない。提出書類として代替できるものはあるか。

A3 法人として所轄庁に提出した事業報告書や、ホームページを印刷したもの等をご提出ください。

3 業務内容

Q1 「福岡市子どもプラザ事業補助金交付要綱（以下、「子どもプラザ交付要綱」という）」第21条特別支援対応加算について、「専門的な知識・経験を有する職員」とはどのような職員か。また、「専門的な知識・経験を有する職員」は、開館時間帯を通して配置する専任の職員2名とは別に配置する必要があるか。

A1 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー、助産師、看護師、精神保健福祉士、医師、公認心理師、保育士、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する者等、利用者支援事業実施要綱（こ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号 令和6年3月30日）の別添1～3に示す資格等に該当する者

を専門的な知識・経験を有する職員と認めます。ここに示したもの以外については、専門的な知識・経験を有する職員と認められるかこども未来局と協議を要するものとします。

なお、子どもプラザ交付要綱第 30 条に定める子育て支援コンシェルジュ事業における特別支援対応加算の専門的な知識・経験を有する職員についても同様とします。なお、専門的な知識・経験を有する職員は 開館時間帯を通して配置する専任の職員とは別に配置することが望ましいですが、人材確保が困難な場合等であって、開館時間帯を通して配置する各事業の専任の職員が、専門的な知識・経験を有すると者と認められる場合には、当該職員をもって本加算を申請することが可能です。

Q2 子どもプラザ交付要綱第 21 条特別支援対応加算について、子どもプラザ実施要綱の第 6 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の取組と当該取組を兼ねることはできるか。

A2 当該取り組みは、子どもプラザ実施要綱の第 6 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の取組とは別に週 2 回以上実施することが加算適用の条件です。

Q3 子どもプラザ交付要綱第 22 条研修代替職員配置加算について、「当該加算額は 5 人分を限度とする」とあるが、数えるのは研修に参加する職員数か、それとも代替で配置される職員数か。

A3 本事業に従事する職員において、資質向上のために研修に参加する職員数です。職員 A が研修に参加することにより、配置不足となることを防ぐために職員 A の本来の従事時間に職員 B と C を短時間ずつ配置する場合でも、職員 B と C = 2 人と数えるのではなく、職員 A = 1 人と数えます。

Q4 子どもプラザ交付要綱第 22 条研修代替職員配置加算について、「子育て支援の質向上に資する研修」とはどのようなものか。

A4 例として、対人スキル向上を目的とした研修、子どもの発達や歳児別の遊び方に関する知識の習得等を目的とした研修、救命救急講習等があげられます。なお、事業者内部の会議や打ち合わせ等は対象外です。

Q5 子どもプラザ交付要綱第 23 条育児参加促進講習休日実施加算について、「育児参加促進に関する講習会」とはどのようなものか。

A5 例として、仕事と育児の両立や夫婦の育児における役割分担等をテーマとした意見交流会や、父親、又は夫婦を主な対象とした育児講習、イベント等があげられます。

Q6 子どもプラザ交付要綱第 25 条開設準備経費加算について、初度備品購入費（配送費及び設置費を含む）を対象経費としてよい。また、改修を複数年度に分けて実施する場合に、それぞれの年度で申請可能か。

A6 初度備品購入費（配送費及び設置費を含む）を対象経費とすることは差し支えありません。公募により新たに子どもプラザ事業者として選定された年度内に完了するもののみを対象とし、申請は事業実施施設 1 か所につき 1 回限りとします。なお、子どもプラザ交付

要綱第 31 条に定める子育て支援コンシェルジュ事業における開設準備経費加算についても同様とします。

Q7 子どもプラザ交付要綱第 27 条休日実施加算について、「休日」に開所する日数の指定はあるか。

A7 週 4 日以上の開所日（原則曜日は固定）のうち 1 日以上「休日」が毎週含まれるようにしてください。（例：毎週日曜日実施）

※ただし、休日加算の対象となる日が、休館日に該当する場合は実施がされなくても差し支えありません。

4 職員の配置について

Q1 職員の登録数に制限はあるか。

A1 登録者数に制限はありませんが、円滑な運営が行われるよう、ある程度固定したメンバーであることを希望します。なお、事業者選定後は職員名簿を提出していただく予定です。

Q2 「常勤」の判断基準は。

A2 当該事業に週 40 時間程度従事する職員のことを常勤職員、それ以外を非常勤職員としてください。

Q3 スタッフの中で責任者の設置は必要か。また、防火管理講習は責任者が受講した方がよい。

A3 責任者の設置を希望します。また、防火管理者の活動の性質上、責任者に受講していただくのが望ましいと考えます。

Q4 資格取得予定者を含む職員配置計画は認められるか。

A4 資格取得予定者を含む職員配置計画による応募は差し支えありませんが、事業開始時には要件を満たす職員を配置してください。なお、子育て支援コンシェルジュ実施要綱第 5 条第 2 項第 1 号に定める子育て支援員研修については、例年、福岡県から福岡市へ開催通知が届き、福岡市が受講者を取りまとめて申し込みを行っています。事業開始時には研修を修了していなくても、事業者として選定された後に福岡市からの案内を受けて受講していただければ問題ありません。

5 補助金について

Q1 補助金の加算項目について、実施可能な月のみ実施することとしてよい。

A1 加算事業を実施する場合は、年間を通して実施してください。

6 その他

Q1 子どもプラザ実施要綱第 11 条に「事業実施期間中に発生した利用者の事故については、原則として、利用者の責任とする。」とあるが、施設に瑕疵がある場合はどうなるか。

A1 施設に瑕疵がある場合は、原則として事業者の責任として対応します。そのため、保険へ加入いただくようお願いします。保険の補償の内容については、「活動中のスタッフ自身の傷害保険」及び「スタッフが活動中に他人にけがを負わせた場合などの損害保険」への加入をお願いします。

※参考

NPO) 子育てひろば全国連絡協議会の会員向け「子育てひろば総合補償制度」等